

これまで受けた問合せの中で特に多いものを、Q & Aの形でまとめました。



単位の認定

Q 1. 留学中に修得した単位は32単位までしか獨協大学での単位として認められないそうですが、それは留学中にそれ以上の単位を履修することができないということですか？

A 1. 学部生については32単位まで、大学院生については10単位まで、本学の単位として認定することができます。留学先の許可があれば、何科目（単位）でも履修することはかまいませんが、上限を超える単位の認定はできません。なお、在留資格の関係上、学期ごとに最低履修科目（単位）数が定められている場合があるので注意してください。

Q 2. 昨年度、休学して外国の大学で勉強し、単位を修得することができました。今からでもこれを獨協大学の単位として認めてもらえますか？

A 2. 休学して留学した場合は認められません。単位の認定は交換・認定留学生として認められた場合に限りされます。本学を休学して渡航した後、大学への留学資格を得ることができた場合は、身分の変更（休学から認定留学）を申請することができます。しかし、この場合でも、遡っての身分変更はできません。休学から認定留学への変更を申請する場合は、早急に国際交流センターと連絡をとり、その指示に従ってください。

※休学から認定留学への切り替え申請については、P.62を参照。

Q 3. 1年間留学して、4年間で卒業できますか？

A 3. 交換・認定留学では、海外の大学での修得単位のうち32単位を上限として卒業要件単位へ振替・換算することができます。したがって4年間で卒業することも可能ですが、振替・換算される単位数や留学後に修得すべき科目数の関係で、卒業まで4年以上かかる場合もあります。卒業までの履修スケジュールについては、教務課各学部係によく相談してください。



履修と卒業

Q 1. 教職課程を履修していますが、教育実習はどのように行えばよいですか？

A 1. 教育実習を行うには、実施前年度に教育実習校の開拓が必要です。また教育実習実施までに実習要件科目等の要件を満たさなければなりません。

中学校の教育職員免許状取得には、教育実習のほかに介護等体験が義務づけられています。実施前年度の秋学期に申し込み、特別支援学校および社会福祉施設で指定の日（合計7日間）に体験します。

上記のとおり、留学時期によって、各種手続きに支障がないよう計画する必要があります。

留学を検討する段階から必ず教務課免許課程係に相談してください。

Q 2. 3学年の秋学期から留学して4学年の春学期終了後に帰国する場合、卒業見込証明書は発行してもらえるのでしょうか？

A 2. 「卒業見込証明書」は、留学終了届を国際交流センターに提出し、所定の要件を満たせば発行できます。詳細については、教務課各学部係にお問い合わせください。



留学中の学生生活

Q 1. 留学継続が困難になり帰国しなければならない場合、どのような扱いになりますか？

- A 1. 留学期間の途中で留学を中止して帰国する場合、留学を中止した理由や帰国の時期によって扱いが異なりますので、帰国しなければならない場合は速やかに国際交流センターに連絡し、指示を受けてください。
- 学業不振やカルチャーショック等は改善される可能性もあります。どうしても帰国しなければならない状況に陥る前に、困ったことがある場合はできるだけ早く国際交流センターに相談してください。
- なお、交換留学生や認定留学生対象の奨学金、研修費補助の給付を受けていた場合、原則として全額返還していただきます。

Q 2. 外国の大学の学期制について教えてください。

- A 2. 以下に主要国の学期制度について簡単に説明します。詳細は留学を希望する大学のパンフレット等で確認してください。

ドイツ オーストリア スイス	2学期制です。ドイツの場合、冬学期は10月～3月、夏学期は4月～9月、オーストリアの場合、冬学期は10月～1月、夏学期は3月～6月となります。ドイツの専門大学やスイスの場合、各学期は1、2ヶ月早く始まり、1、2ヶ月早く終わります。多くの科目が学期ごとに開設されていることから、夏学期または冬学期から1年間という単位で留学することができます。
英国	2学期制は、9月～12月、1月～6月、3学期制は9月～12月、1月～3月、4月～6月に分かれます。
アメリカ	一般に9月から翌年5月までの9ヶ月間が1学年（academic year）となります。6月～8月は夏休みまたは夏学期（summer session / school）です。その1学年（9ヶ月間）を2期に分けるのがセメスター（semester）制で、1年間（12ヶ月間）を夏学期を含む4期に分けるのがクォーター（quarter）制です。1セメスターは17～18週間（秋：8月下旬～12月中旬、春：1月中旬～5月中旬）、1クォーターは11～13週間（秋：9月下旬～12月中旬、冬：1月上旬～3月中旬、春：3月下旬・4月上旬～6月中旬）です。他にも大学独自の学期制度を設けている場合があります。
オーストラリア ニュージーランド	多くは2学期制。第1学期は2月下旬～6月末、第2学期は7月末～11月末です。 ※北半球と季節が逆
カナダ	2学期制を採用している大学が多いです。9月初旬から翌年4月までが1学年となっています。
フランス	一般に約4ヶ月からなる2学期で1学年度が構成されています。第1学期は9月・10月初旬から12月下旬・翌年1月下旬まで、第2学期は1月中旬・2月初旬から5月下旬・6月中旬まで。3学期制の場合は、学校によって異なります。
スペイン	2学期制が多く、秋学期は9月～2月、春学期は2月～7月です。
メキシコ	2学期制が多く、第1学期は8月～12月、第2学期は1月～6月です。
中国、台湾	2学期制です。第1学期は9月～1月、第2学期は2月～6月・7月です。語学コースなどでは、4学期制を採用している大学もあります。
韓国	2学期制です。第1学期は3月～6月、第2学期は8月～12月です。
インドネシア	2学期制が多く、第1学期は9月～12月・1月、第2学期は2月～6月・7月です。
チェコ	2学期制です。第1学期は9月～1月、第2学期は2月～6月です。

Q3. 私はこれまで海外経験が一度もありません。海外のトラブルにはどんなことに気をつければよいですか？

A3. よくあるトラブルとしては、次のようなものがあります。

【パスポートの紛失】

海外では命の次に大切なものはパスポートだと言われています。旅券番号と発行年月日のページのコピーを必ず持参しましょう。特に短期留学の場合は、紛失すると翌日から団体行動が取れなくなりますので、十分注意してください。紛失に気づいたら、直ちに最寄りの在外公館で再発給の手続きを取ってください。

パスポートは即時発給ができません。発給までに2週間程度を要します。なお、帰国のための渡航書を受給するには、一般旅券発給申請書の代わりに渡航書発給申請書および日程等が確認できる書類等の提出が必要です。パスポート再発行の手続き方法については、外務省HPで確認してください。

【クレジットカードの紛失】

あらかじめクレジットカード会社の連絡先、カード番号等を控えておきましょう。紛失の際は不正利用を防止するために、一刻も早く連絡してください。

【現金の紛失】

まず戻ってくることはないと思われませんが、最寄りの警察に届けてください。

※その他の注意点については、P.102の「渡航先での注意事項」を必ず参照すること。

Q4. 留学中に休暇を利用して国外に旅行したいと考えています。手続きや注意すべきことを教えてください。

A4. まず、再入国に必要な手続きを、留学先大学の担当者に必ず確認してください。例えばアメリカの場合、ビザの有効期限内であっても、再入国の際に留学先大学が発行した書類の提示が必要となります。

また、日本人が短期の観光を目的とした入国をするのに、査証（ビザ）を必要とする国としない国があります。必要とする場合は、査証取得のための申請をしなければなりません。出発前にインターネットなどで情報を集めましょう。

地域によっては単独旅行を控えたほうがよい場合もあります。最近のテロ等の治安情勢を踏まえ、常に最新の「海外安全情報」を入手し、たびレジに登録するとともに身の安全に注意した行動をとるようにしましょう。

なお、留学前・留学中・帰国途中に第三国に渡航する場合や長期間連絡先を変更する場合は、必ず事前にPorTaⅡを通じて報告してください。保険加入の際は、帰国途中の旅行期間もカバーするよう、加入期間を設定してください。

※詳しくは、P.100の「海外旅行保険の加入（必須）」を参照してください。